

第 9 回 関 市 ・ 武 儀 郡 町 村 合 併 協 議 会

平成 16 年 3 月 29 日 (月)

関 市 役 所 大 会 議 室

開 会 午後 1 時 30 分

- 1 会長あいさつ
- 2 新役員紹介
- 3 報告事項
 - 第 1 号 関市・武儀郡 4 町村合併協議会規約の変更について
 - 第 2 号 関市・武儀郡 4 町村合併協議会に係る諸規定の変更について
- 4 承認事項
 - 第 1 号 関市・武儀郡 4 町村合併協議会会議運営規定の変更について
 - 第 2 号 関市・武儀郡 4 町村合併協議会新市建設計画作成小委員会規定の変更について
 - 第 3 号 関市・武儀郡 4 町村合併協議会会議の傍聴に関する規定の変更について
 - 第 4 号 平成 16 年度関市・武儀郡町村合併協議会事業計画について
 - 第 5 号 平成 16 年度関市・武儀郡町村合併協議会予算について
 - 第 6 号 保健衛生事業 保健事業（国保直営診療所）の取扱いについて
- 5 協議事項
 - 第 1 号 保健衛生事業 保健事業の取扱いについて
 - 第 2 号 保健衛生事業 衛生事業の取扱いについて
 - 第 3 号 障害者福祉事業の取扱いについて
 - 第 4 号 高齢者福祉事業の取扱いについて
 - 第 5 号 生活保護事業野取扱いについて
 - 第 6 号 その他の福祉事業の取扱いについて
 - 第 7 号 健康づくり事業の取扱いについて
 - 第 8 号 勤労者・消費者関連事業の取扱いについて
- 6 次回（第 10 回）協議会での協議事項（資料提供）
 - 電算システム事業について
 - 男女共同参画事業について
 - 姉妹都市、国際交流事業について
 - 広報広聴事業（広報紙）について
 - 納税関係事業について
 - 消防防災関係事業について
 - 交通関係事業について
 - 窓口業務について

環境対策事業について
 農林水産関係事業について
 商工・観光関係事業について
 建設関係事業について
 小中学校の通学区域について
 学校教育関係事業について
 文化振興事業について
 生涯学習関係事業について

7 その他

閉 会 午後 3 時 02 分

出席者 (3 5 名)

【 関 市 】	会 長	後 藤 昭 夫 (市 長)
	委 員	石 原 教 雅 (議 長)
	委 員	岡 田 洋 一 (議 員)
	委 員	松 井 茂 (議 員)
	委 員	三 ツ 岩 征 夫 (議 員)
	委 員	野 田 豪 一 (学 識 経 験 者)
【 洞 戸 村 】	委 員	武 藤 末 彦 (村 長)
	委 員	野 村 昭 (議 長)
	委 員	後 藤 明 朗 (議 員)
	委 員	本 田 修 (議 員)
	委 員	野 村 真 富 (学 識 経 験 者)
	委 員	神 山 富 幸 (学 識 経 験 者)
【 板 取 村 】	副 会 長	長 屋 勝 司 (村 長)
	監 査 委 員	田 中 善 隆 (議 員)
	委 員	長 屋 敏 (議 員)
	委 員	長 屋 道 郎 (学 識 経 験 者)
	委 員	長 屋 和 幸 (学 識 経 験 者)
【 武 儀 町 】	委 員	福 田 尚 雄 (町 長)
	委 員	池 戸 久 夫 (議 長)
	委 員	土 屋 昭 雄 (議 員)
	委 員	遠 藤 慶 司 (議 員)
	委 員	土 屋 希 睦 (学 識 経 験 者)
	委 員	美 濃 羽 大 祐 (学 識 経 験 者)
【 上 之 保 村 】	委 員	波 多 野 保 (村 長)
	委 員	加 藤 桂 (議 長)
	委 員	波 多 野 昭 男 (議 員)

委員 長尾匡雄（議員）
委員 河合正則（学識経験者）
委員 波多野 勇（学識経験者）
【武芸川町】委員 山田憲幸（町長）
委員 山田時司（議長）
委員 西田忠昭（議員）
委員 杉山ミサ子（議員）
委員 杉本富夫（議員）
委員 山口保彦（学識経験者）

欠席者（1名）

【板取村】委員 長屋幹夫（議長）

参 与 田代一弘（岐阜県中濃地域振興局長）
オブザーバー 棚瀬直美（岐阜県中濃地域振興局武儀事務所長）

顧 問 井上一郎（岐阜県議会議員）

欠席者（2名）

顧 問 尾藤義昭（岐阜県議会議員）

顧 問 林 幸 広（岐阜県議会議員）

幹事会 【関市】西尾 治（助役）
森 義次（総務部長）
【洞戸村】林 修美（助役）
【武儀町】森 弘（助役）
【上之保村】宇佐見 勝彦（助役）

欠席者（1名）

【板取村】長屋賢治（助役）

傍聴者（35名）

関市：14名 洞戸村：5名 板取村：4名
武儀町：1名 上之保村：9名 武芸川町：2名

職務のため出席した事務局職員

事務局長 藤川逸美 事務局次長 中村 繁

開 会

事務局次長

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから第 9 回 関市・武儀郡町村合併協議会を始めさせていただきます。

本日も顧問の井上一郎県会議員さんに御出席をいただいております。御紹介を申し上げます。では、本日の委員さんの出席についてでございますが、本日は板取村の長屋幹夫委員さんが御欠席でございます。しかし、会議は成立しておることを御報告させていただきます。

1 会長あいさつ

事務局次長

では、会長さんよりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

後藤昭夫会長

第 9 回の関市・武儀郡町村合併協議会に大変お忙しいところ、今年度の最後の協議会になるわけでございますが、御出席していただきましてありがとうございます。

今回からは、待望の武芸川町さんが正式に御参加をいただくということで、関市と武儀郡との新たな合併協議会が始まるわけでございますのでよろしくお願いをいたしたいと思えます。

しかし、御承知のように大部分の協議事項が進行しておりまして、既に承認済みのものもございませぬ。あるいは調整済みのものもございまして、大変武芸川町さんには申しわけございませぬけれども、6 月の合併の調印議決まで余り時間がございませぬので、この辺のところは武芸川町さんにも御理解をいただいておりますが、特別な事情がある問題につきましては、十分時間を割いて協議していただくというふうを考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

本日も多数案件が出されております。委員の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

事務局次長

ありがとうございました。

2 新委員紹介

事務局次長

では、ここで今回から協議会の委員となられました武芸川町の各委員さんを御紹介申し上げたいと思えます。

レジュメの 2 枚目に協議会委員の名簿がございませぬけれども、お名前を

読み上げて御紹介にかえさせていただきたいと思います。

山田憲幸委員、山田時司委員、西田忠昭委員、杉山ミサ子委員、杉本富夫委員、山口保彦委員、以上の6名の皆様方でございます。

それでは新委員を代表しまして、山田憲幸委員から一言ごあいさつをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

山田憲幸委員

ただいま御紹介をいただきました武芸川町6名、きょうから参加をさせていただきます。格別お世話になります。今、会長からお話でしたが、一応総論としては協議がされていますことについては、それなりに総論賛成させていただきながら、個別には、また若干出おくれた分につきまして、ちょっとお願いする事項があるかもしれませんが、総体的には事務に支障なく進めさせていただく覚悟であります。全員、委員会としても委員各位には格別の御指導をいただきながら、お世話になると思いますが、よろしく願い申し上げます、とりあえずごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

事務局次長

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。

会長さんには議長として、会議の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長

それでは規約にしたがいまして、議長を務めさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

では、本日の協議会の会議録署名委員を御指名させていただきますと思います。

洞戸村の本田修委員さんと板取村の長屋和幸委員のお二人をお願いいたします。よろしく願いします。

では、協議に入ります。その前に、前回（第8回）協議会で出されました御意見がまとめてありますので、御報告申し上げたいと思います。

では、事務局から報告願います。

事務局長

合併事務局の藤川といいます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元にごございます資料に基づきまして御説明を申し上げます。

資料の3枚目をめくっていただきますと、第8回関市・武儀郡4町村合併協議会結果、前回2月26日の分でございます。

まず、承認事項といたしまして、議案第1号 議会の議員の定数及び任

期の取扱いについて、板取村から、この合併において在任特例は重要と考えているが、本日の結果は受けとめるのでよろしくお願ひしたいという御意見がございまして、承認したというものでございます。

議案第2号 町名・字名の取扱いにつきましては、承認でございます。

議案第3号 国民健康保険事業の取扱いについて、承認。

議案第4号 消防団の取扱いについて、洞戸村から、過日、関市と武儀郡4町村で協議した結果、問題は一つずつ今年のうちに解決し、改善していくということになったので、この調整方針案どおりでお願ひしたいという御発言がございました結果、承認ということでございます。

議案第5号 保育事業の取扱いについて、洞戸村から、案に賛成するが、学童・保育事業については、過疎地域においては大きな問題であるので、子育て支援の充実をお願ひしたいという御意見。

板取村から、保育所の取扱いについて、幹事会での検討やその後の進展を説明いただきたいということで、事務局の方から、前回、過疎・少子化対策について、幹事会で検討するよう要望があったが、その後の幹事会では過疎・少子化問題も意識しながら全体的な協議を進めているということで御理解をいただき、承認ということになったものでございます。

次のページをお願ひいたします。

協議事項ということで、協議第1号 広報広聴事業（自治体組織）の取扱いについて、武儀町から、事例の2で、19支部、内訳といたしまして、武儀町は3支部ということでございますが、515自治体でお願ひしたいという御意見。

洞戸村から、資料の中で、区長会長が1名となっているが、副会長が1名いるので加えていただきたいという御意見。

上之保村から、会長1名だけであるが、副会長は必要なので、1名お願ひをしたいと思っているという御発言がございました。その結果、次回の承認事項とすることで了承というものでございます。

それから、協議第2号 保健衛生事業（国保直営診療所）の取扱いについて、次回の承認事項とすることで了承です。

協議第3号 ごみ収集業務事業の取扱いについて、上之保村から、可燃物の収集は冬季週1回、夏季週2回であるが、合併後には他町村同様週2回に、また粗大ごみも現在2回を3回にさせていただきたいと思っているので、幹事会で配慮されたいという御意見の結果、次回の協議事項とすることで了解を得ております。

そのほか、3といたしまして、本日、第9回の協議会での協議事項ということで、 から まで事務局として御説明をさせていただき、次回の協議事項とすることで終わっております。

以上、御報告といたします。よろしくお願ひします。

議長

はい。

ただいま事務局から説明をいたしました。この件につきまして、御質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

前回、このような内容であったということを確認をいたします。

3 報告事項

議長

それでは3の報告事項に入ります。

報告第1号の関市・武儀郡4町村合併協議会規約の変更についてを議題と供します。

事務局から説明願います。

事務局長

1ページをお願いいたします。

報告第1号 関市・武儀郡4町村合併協議会規約の変更について。

地方自治法第252条の6の規定により、別紙のとおり規約の一部を変更したので報告するというものでございます。

この規約につきましては、第21条で会長が別に定めるという項目が載せてございますので、よろしく願います。

2ページをお願いいたします。

まず、最初に関市・武儀郡町村合併協議会規約ということに変更するものでございます。以下、アンダーラインを引っ張ってあるところが、変更の部分でございますのでよろしく願います。

第1条は、「、上之保及び武芸川町」となっております。以前は、「及び上之保村」ということになっております。

第2条では、関市・武儀郡の「4」をとりまして、関市・武儀郡町村合併協議会とするという名称の変更でございます。

3ページは変更ございません。

4ページもございません。

5ページにつきましては、附則といたしまして、平成16年3月12日告示。この規約は告示の日から施行するというものでございます。

よろしく願います。

議長

ただいま説明を申し上げました関市・武儀郡4町村合併協議会規約の変更につきまして、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

意見もないようでございますので、御了承したものといたします。

次に、報告第2号 関市・武儀郡4町村合併協議会に係る諸規程の変更についてを議題と供します。

説明願います。

事務局長

6ページをお願いいたします。

報告第2号 関市・武儀郡4町村合併協議会に係る諸規程の変更について。

次のとおり関市・武儀郡4町村合併協議会幹事会規程等の一部を変更したので報告するというものでございます。

以下、4点でございます。関市・武儀郡4町村合併協議会幹事会規程、事務局規程、財務規程、さらには関市・武儀郡4町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程ということでございます。

7ページをお願いいたします。

別紙1といたしまして、関市・武儀郡町村合併協議会幹事会規程。

第1条といたしまして、関市・武儀郡町村合併協議会規約。2行目に関市武儀郡町村合併協議会幹事会。

第2条でございまして、関市・武儀郡町村合併協議会、下の行の関市・武儀郡町村合併協議会ということでございます。

3条の(1)でございしますが、「、上之保村及び武芸川町」というふうに変更いたします。

8ページは変更はございません。

9ページでございしますが、附則といたしまして、平成16年3月12日決裁。この規程は、平成16年3月12日から施行するというものでございます。

10ページをお願いいたします。10ページは変更ございません。これは専門部会と分科会でございます。

11ページでございしますが、別紙2の一番上の行でございしますが、関市・武儀郡町村合併協議会事務局規程。

第1条、関市・武儀郡町村合併協議会規約第15条第3項、2行目の関市・武儀郡町村合併協議会というふうに変更いたします。

12ページは変更ございません。

13ページでございしますが、一番下の附則、平成16年3月12日決裁。この規程は、平成16年3月12日から施行するというものでございます。

14ページに入りまして、一番下でございしますが、公印の名称ということで、新しく「関市・武儀郡町村合併協議会長之印」というものを、ここに記載してあります大きさの印をつくるというものでございます。

15ページでございしますが、別紙3、関市・武儀郡町村合併協議会財務規程ということで、第1条、関市・武儀郡町村合併協議会規約、2行目に関市・武儀郡町村合併協議会。第2条の2行目、「、上之保村及び武芸川

町」というふうに変更いたします。

16ページをお願いします。16ページにつきましては、一番下の附則、平成16年3月12日決裁。この規程は、平成16年3月12日から施行するというものでございます。

17ページは変更ございません。

18ページにまいりますと、別紙4、関市・武儀郡町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程。

第1条、関市・武儀郡町村合併協議会規約、2行目に関市武儀郡町村合併協議会。

一番下の行でございますが、附則、平成16年3月12日決裁。この規程は、平成16年3月12日から施行するというものでございます。

よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明を申し上げました関市・武儀郡4町村合併協議会に係る諸規程の変更につきまして、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

意見もないようですので、御了承いただいたものと決定をいたします。

4 承認事項

議長

次に、承認事項に入ります。

議案第1号 関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程の変更についてを議題と供します。

事務局から説明願います。

事務局長

19ページをお願いいたします。

議案第1号 関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程の変更について。

関市・武儀郡町村合併協議会規約第11条第3項の規定に基づき、関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程を次のとおり変更することについて承認を求めるというものでございます。

中ほどをお願いしたいと思いますが、関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程ということで、関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程の一部を次のように改正するというものです。

内容といたしましては、題名を関市・武儀郡町村合併協議会会議運営規程、第1条中、「関市・武儀郡4町村合併協議会規約」を「関市・武儀郡

町村合併協議会規約」に、「関市・武儀郡4町村合併協議会」を「関市・武儀郡町村合併協議会」に改めるというものでございます。

20ページをお願いいたします。

ただいま御説明いたしました部分にアンダーラインを引いております。一番上の行、さらには第1条に2件載せてございます。

なお、21ページには附則といたしまして、平成16年3月承認ということで、本日御承認いただければ本日の日付が入るわけでございます。この規程は、平成16年3月29日から施行するということです。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま御説明申し上げました関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程の変更について、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、承認することといたします。原案どおり承認いたしました。

続きまして、議案第2号の関市・武儀郡4町村合併協議会新市建設計画作成小委員会規程の変更についてを議題と供します。

説明願います。

事務局長

22ページをお願いいたします。

議案第2号 関市・武儀郡4町村合併協議会新市建設計画作成小委員会規程の変更について。

関市・武儀郡町村合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、関市・武儀郡4町村合併協議会新市建設計画作成小委員会規程を次のとおり変更することについて、承認を求めるというものでございます。

中ほどでございますが、関市・武儀郡4町村合併協議会新市建設計画作成小委員会規程の一部を改正する規定ということで、内容といたしましては、題名を「関市・武儀郡町村合併協議会新市建設計画作成小委員会規程」とするものでございます。

第1条中、「関市・武儀郡4町村合併協議会規約」を「関市・武儀郡町村合併協議会規約」に、「関市・武儀郡4町村合併協議会新市建設計画作成小委員会」を「関市・武儀郡町村合併協議会新市建設計画作成小委員会」に改める。

第3条第1項中、委員25名、今までは5市町村それぞれ5名ずつの5・5、25名でございますが、6市町村になることによって、6・5、30ということで30名に改め、同条第2項中、「及び上之保村」を「上之保村及び武芸川町」に改める。

第5条第1項中、「関市・武儀郡4町村合併協議会」を「関市・武儀郡

町村合併協議会」に改める。

8条中、「関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程」を「関市・武儀郡町村合併協議会会議運営規程」に改める。

第9条中、「関市・武儀郡4町村合併協議会」を「関市・武儀郡町村合併協議会」に改めるということでございます。

23ページをお願いいたします。今、御説明いたしました内容が、同じくアンダーラインを引いてございます。一番上の規程の名前、そして第1条に2点、そして第3条に委員30名、そして(1)として、上之保村及び武芸川町、第5条に1点、変更でございます。

24ページにまいりますと、第8条、第9条にそれぞれございますし、最後に附則といたしまして、平成16年3月承認。この規定は、平成16年3月29日から施行するというものでございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長

ただいま御説明申し上げました関市・武儀郡4町村合併協議会新市建設計画作成小委員会規程の変更につきまして、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議ないと認めまして、原案どおり承認をいたしました。

次に議案第3号 関市・武儀郡4町村合併協議会会議の傍聴に関する規程の変更についてを議題と供します。

説明願います。

事務局長

25ページをお願いいたします。

議案第3号 関市・武儀郡4町村合併協議会会議の傍聴に関する規程の変更について。

関市・武儀郡町村合併協議会会議運営規程第5条第2項の規定に基づき、関市・武儀郡4町村合併協議会会議の傍聴に関する規程を次のとおり変更することについて、承認を求めるというものでございます。

中ほどをお願いいたします。

関市・武儀郡4町村合併協議会会議の傍聴に関する規程の一部を次のように改正するというもので、題名を次のように改める。関市・武儀郡町村合併協議会会議の傍聴に関する規程。

第1条中「関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程第5条第2項」を「関市・武儀郡町村合併協議会会議運営規程第5条第2項」に、「関市・武儀郡4町村合併協議会」を「関市・武儀郡町村合併協議会」改める。

別記様式中「関市・武儀郡4町村合併協議会」を「関市・武儀郡町村合併協議会」に改めるというものでございます。

26ページをお願いいたします。規程の名称変更が一番上にございますし、

第1条に2点変更がございます。

そして、27ページは附則といたしまして、平成16年3月承認。この規定は、平成16年3月29日から施行するというものでございます。

28ページをお願いいたします。

ここでは第3条関係の傍聴人の受付簿の中で、名前を関市・武儀郡町村合併協議会に変更するというものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま説明申し上げました関市・武儀郡4町村合併協議会会議の傍聴に関する規程の変更につきまして、御意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めまして、原案どおり承認をいたしました。

続きまして、議案第4号 平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会事業計画についてを議題と供します。

事務局長

29ページをお願いいたします。

議案第4号 平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会事業計画について。平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会事業計画を別紙のとおり定めることについて、承認を求めるということでございます。

内容につきましては、次のページの30ページをお願いいたします。

平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会事業計画（案）。

まず1点目は、会議の開催。

協議会は合併協定書の調印までに4回開催する。なお、この4回は、事務局（案）といたしましては、4月に1回、5月に2回、6月に1回を予定いたしております。

幹事会は随時開催する。

専門部会及び分科会は適宜開催し、協議に必要な資料等の作成及び検討を行う。

2．新市建設計画の作成。

武芸川町を含めた新市建設計画を作成する。

新市建設計画作成小委員会を4回開催し調整を図る。

先ほどの協議会等の推移も見ながら、この小委員会も進めてまいりたいと思います。

3．協定項目の調整。

6月の合併調印に向けて、協定項目の調整を図る。

住民負担とサービス水準を調整し、事務事業の一元化を図る。

4．情報の提供。

会議は公開を原則とし、協議会だよりの発行（3回）やホームページに

よる情報提供に努める。

協議会だよりの発行につきましては、現在まで2ヵ月に1回発行していただいております。最近では3月15日号で出しておりますので、5月と7月と9月を予定して3回ということで、御提案を申し上げます。

「新市の暮らし」をテーマとしたリーフレットを作成するというものでございます。

合併によりまして、住民の方がいろいろ戸惑われることがあってはいけませんので、それに向けての手引的な内容で、新市の暮らしをテーマとしたリーフレットを作成したいと提案いたします。

「協議会の歩み」を仮題とした、合併協議を記録した小冊子を作成する。合併協議の、新市が立ち上がるまでの経緯、変遷を内容といたしました「協議会の歩み」を、仮題でございますけれども、内容とした冊子を発行したいと考えております。

その他といたしまして、情報基幹業務システムの統合を図る。

これにつきましては、新市において円滑な住民サービスが実施できますように、税とか使用料、あるいは保険料等の各種システム統合を図る必要がございますので、これを1点上げてございます。

最後に新例規作成業務を進めるということでございます。

これは、関市の例規を基本に5町村を含めた統合規程・規約等を作成する必要がございますので、その業務を進めていくと、こういう内容で御提案を申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

第4号議案の平成16年度の協議会の事業計画について、説明を申し上げます。

これにつきまして御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めまして、提案どおり承認することにいたします。

次に第5号議案の平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会予算についてを議題と供します。

説明願います。

事務局長

31ページをお願いいたします。

議案第5号 平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会予算について。

平成16年度関市・武儀郡町村合併協議会予算を別紙のとおり定めることについて、承認を求めるというものでございます。

32ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億 4,026万2,000円と定めるというものでございます。

35ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款の分担金及び負担金の1項負担金でございますが、合計では1億1,025万円ちょうどでございます。

それぞれの各種町村の負担金額につきましては、一番右の説明欄に書いてございます。関市 5,380万円、洞戸村 1,142万5,000円、板取村 1,112万5,000円、武儀町 1,247万5,000円、上之保村 1,142万5,000円、武芸川町 1,000万円ちょうどでございます。

なお、武芸川町につきましては、2月8日住民投票をなされまして、それを受ける形で関市・武儀郡4町村合併協議会に参加されたという経緯がございます。新年度予算との関係で1,000万円を予算化されているということでございますので、ここで1,000万円を上げさせていただきました。なお、今後いろいろ調整をいたしまして6月議会で、また細かいことにつきましては補正等をお願いしたいと、このように事務局としては考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に2款でございますが、県支出金でございます。1項の県補助金、各市町村それぞれ500万円でございますので、合計3,000万円でございます。

一番右に合併協議会支援交付金ということでございます。よろしくお願いいたします。

36ページをお願いいたします。繰越金は1万円。

4款の諸収入1,000円、預金利子が1,000円、雑入も1,000円でございます。

37ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款の事業費の1項運営費でございます。1目の会議費でございますが、1節の報酬でございます。協議会委員、新市建設計画作成小委員会委員、これはともに4回分を上げてございます。11節の需用費でございますが、ここに記載されてございますような消耗品、食糧費、印刷製本という形でございます。それから13節の委託料につきましては、会議録を作成する分でございますして合計4回分上げてございます。

2目の事務局費でございますが、3節の職員手当等につきましては、時間外勤務手当です。それから8節の報償費につきましては、視察がございました場合の手土産等でございます。9節旅費、11節は消耗品から始まりまして、ここに記載してありますような各筆でございますして、とりわけ光熱水費につきましては職員14名分でございます。12節の役務費につきましては、通信運搬でございます。14節の自動車借上料、有料道路通行料は、ここに記載されているとおりでございます。自動車1台、リースで借り上げておりますので50万4,000円見込んでおります。

38ページをお願いいたします。2項の事業推進費でございますして、1目調査研究費、3点ございます。先ほど申し上げました情報基幹業務システ

ム統合と新例規立案策定支援業務、さらには新市建設計画作成支援業務、これも新しく入ってきますので、この3点につきまして合計で1億3,343万5,000円ということでございます。

あと広報費ということで、印刷製本費の需用費、さらにはホームページ管理の13節の委託料をおのこの、ここに記載されている金額で見込んでおります。

そのほか、予備費20万円でございますので、お願いいたします。

39ページにつきましては、先ほどを歳入のところでも申し上げました各市町村の負担金の根拠といえますか、詳細について書いてございますが、枠で囲ったところでございますが、一番左は合計の金額の半額5,012万5,000円を5市町村均等割でいたしております。残りの5,012万5,000円を人口割で掲げてございます。その結果、一番右に書いてございますような、それぞれの金額になっておるということでございますので、御理解いただきたいと思っております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

ただいま平成16年度の協議会の予算につきまして説明を申し上げましたが、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御意見がないようでございますので、承認することに決定します。

続きまして、議案第6号の保健衛生事業 保健事業（国保直営診療所）の取扱いについてを議題と供します。

事務局長

40ページをお願いいたします。

議案第6号 保健衛生事業 保健事業（国保直営診療所）の取扱いについて。

保健衛生事業 保健事業（国保直営診療所）の取扱いについて、承認を求めるというものでございます。

41ページをお願いいたします。

調整方針（案）。

洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の国民健康保険直営診療所並びに板取村門原地区へき地出張診療所については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

施設の統廃合については、地域医療の現場を勘案し、新市において検討するものとする。

診療業務、診療時間等については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、業務体制の見直し等効率的な経営に努めるものとする。

以下、資料を載せてございます。前回は載せさせていただきまして、説明いたしておりますので割愛させていただきます。よろしく御審議のほど

お願いいたします。

議長

議案第6号の保健衛生事業の保健事業（国保直営診療所）の扱いについて、説明がございました。御意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ないということでございますので、原案どおり承認することに決定いたしました。

5 協議事項

議長

次に協議事項に入ります。

まず、協議第1号 保健衛生事業 保健事業の取扱いについてを議題と供します。

事務局長

46ページをお願いいたします。

調整方針（案）。

1．成人・老人保健事業における各種健診事業については、関係機関と協議の上、平成17年度から関市の制度を基本に統一するものとする。ただし、実施方法については、従前の方法を基本とし、細部については新市において調整するものとする。

2．母子保健事業及び各種予防接種事業については、平成17年度から関市の制度を基本に統一するものとする。ただし、実施方法については、従前の方法を基本とし、細部については新市において調整するものとするということで、下の段に岐阜広域合併協議会、さらには飛騨市の事例を掲げてございます。

47ページから49ページにつきましては、成人・老人保健事業、さらに50ページから51ページにつきましては母子保健事業、52ページから53ページには各種予防接種事業について書いてございます。

前回も資料としては提供させていただきましたので、詳細な説明は割愛させていただきます。よろしく御協議のほどお願いいたします。

議長

ただいま説明を申し上げました協議第1号の保健衛生事業の取扱いについて、協議をお願いします。

〔発言する者なし〕

御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。それでは、次回の協議会に承認事項として調整方針を提案する旨確認をいたします。

次に協議第2号の保健衛生事業の2の衛生事業の取扱いについてを議題と供します。

事務局長

54ページをお願いいたします。

協議第2号 保健衛生事業 衛生事業の取扱いについて。

保健衛生事業 衛生事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

55ページをお願いいたします。

調整方針（案）。

1．板取村のし尿処理料金の賦課徴収については、合併時に廃止するものとする。

2．合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、補助要綱の調整を行った上、合併時から新市において適用するものとする。

3．浄化槽清掃業の許可事業については、現行のとおりとする。ただし、期間及び手数料については、合併時から関市に統一するものとする。

4．ネズミ及び衛生害虫の駆除事業については、合併時から新市における駆除の実施は廃止するものとする。

5．動物の指導管理事業については、現行のとおりとするというものでございます。

なお、1の賦課徴収については、56ページに資料を掲げてございます。2の合併処理浄化槽設置整備事業補助金につきましては57ページでございますし、同じく3の浄化槽清掃業の許可につきましても、57ページの一番下の段に資料を上げてございます。ネズミ及び衛生害虫の駆除事業につきましては58ページの上の段でございますし、動物の指導管理事業につきましては下の段にそれぞれ6市町村の内容を書いておりますので、よろしくをお願いいたします。

よろしく御協議のほどをお願いいたします。

議長

ただいま衛生事業の取扱いについて説明をいたしました。御協議をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

御質疑、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、次回の協議会に承認事項として調整方針を提案する旨、確認をいたします。

続きまして、協議第3号の障害者福祉事業の取扱いについてを議題と供します。

事務局長

59ページをお願いいたします。

協議第3号 障害者福祉事業の取扱いについて。

障害者福祉事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

60ページをお願いいたします。

調整方針（案）。

1．重度心身障害者医療費助成事業及び重度心身障害老人医療費助成事業については、合併時から関市の制度に統一するものとする。

2．タクシー利用助成事業については、合併時から関市の制度に統一するものとし、武儀町の助成事業は合併時に廃止するものとする。

3．重度心身障害児手当支給事業については、合併時から関市の制度を適用するものとする。

4．入浴サービス事業については、合併時から関市の制度に統一するものとするということで、ほかの協議会の事例が下の段に岐阜広域合併協議会、さらには下呂市を上げてございます。

なお、1の重度心身障害者医療費助成事業につきましては61ページに資料を掲げてございます。重度心身障害老人医療費助成事業につきましては、62ページに資料を掲げてございます。それぞれの市町村はこのような内容でなさっているということでございます。

2のタクシー利用助成事業につきましては、63ページに掲げてございまして、関市と武儀町でそれぞれいたしておると、このような状況でございます。

さらに、重度心身障害児手当支給事業につきましても、同じく63ページに資料を掲げてございます。これは関市だけで行っていると、こういう内容でございます。

4の入浴サービス事業につきましては、64ページに資料が掲げてございまして、関市と武儀町と武儀川町の3自治体でやっていらっしゃるのと、こんなような内容でございます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明を申し上げました障害者福祉事業の取扱いについて御協議をお願いいたします。

御意見、御質問等がございましたら承りたいと存じます。

〔発言する者なし〕

ございませんか。

〔挙手する者あり〕

はい。

山田憲幸委員

武芸川町でございますが、61ページでございますが、重度心身障害者医

療費助成事業がございます。総論としては、大変、関市さんに準じるということで、手厚くされておりましてありがたいと思っておりますが、過日、議会との調整の中で、私どもの方は身体障害者手帳4から6級の所持者ということで、今のところ実施しておりますが、関市の制度に合わせると、他の市町村と私どもはよく似ておるんですが、この辺についていま一度幹事会で検討していただきたいということだけお願いを申し上げておきたいと。その結果によってはやむを得ないと、このように思いますが、検討だけお願いしたいということだけお願いしたいと思っております。

議長

ただいま幹事会等において慎重に検討していただきたいという武芸川町さんからの提案でございます。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次の協議会までに幹事会等で検討していただきまして、承認事項として調整方針を提案する旨、確認をいたします。

次に、第4号の高齢者福祉事業の取扱いについてを議題と供します。

事務局長

65ページをお願いいたします。

協議第4号 高齢者福祉事業の取扱いについて。

高齢者福祉事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

66ページをお願いいたします。

調整方針（案）。

- 1．敬老事業については、合併時に関市の制度に統一するものとする。
- 2．69歳老人医療費助成事業については、現行のとおりとする。
- 3．寝具類等乾燥消毒サービス事業については、関市の制度を適用するものとする。
- 4．家族介護慰労事業等については、関市の制度に統一するものとし、板取村、武儀町及び武儀川町の高齢者介護用品支給事業、武儀町及び武芸川町の家族介護者交流事業については、合併時に廃止するものとする。
- 5．紙おむつ購入券助成事業及び配食サービス事業については、合併時に関市の制度に統一するものとする。
- 6．高齢者生活支援助成事業及び高額療養資金等貸付事業については、合併時に関市の制度を適用するものとするということでございまして、他の協議会の事例が下の段、岐阜広域合併協議会、郡上市、それぞれ書いてございますので、よろしくお願いしたいと思っておりますし、ただいま申しあげました1の敬老事業の資料につきましては、67ページに書いてございます。それぞれ市町村によって差があるような状況でございます。

2の69歳老人医療費助成事業につきましては、これは68ページに書いてございますが、6市町村すべて同じということでございますので、現行のとおりということで御提案するわけでございます。

3の寝具類等乾燥消毒サービス事業につきましては、同じく68ページの下の段に書いてございます。これは現在、関市だけで実施しておるといふものでございます。

4の家族介護慰労事業につきましては、69ページにありまして、ここに書いてありますようにないところもございまして、関市の制度にということで御提案するものでございます。

5番の紙おむつ購入券の助成事業につきましては、71ページにあります。これにつきましては、関市と武芸川町が実施いたしております。内容は若干差がありますがけれども、関市の制度に統一するということで御提案申し上げますし、配食サービスにつきましては、71ページの下の段にございます。こんなような内容で、それぞれやっていると、こういう状況でございます。

なお、6の高齢者生活支援助成事業、さらには高額療養資金等貸付事業につきましては、72ページから73ページにわたっておりますが、これは関市だけの事業でございますので、これを適用するということで御提案申し上げます。

よろしく御協議のほどお願いいたします。

議長

高齢者福祉事業について御協議を願います。

御質疑、御意見がございましたら承りたいと存じます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次の協議会に承認事項として調整方針を提案する旨を確認をいたします。

続きまして、協議第5号の生活保護事業の取扱いについてを議題と供します。

事務局長

74ページをお願いいたします。

協議第5号 生活保護事業の取扱いについて。

生活保護事業の取扱いについて、協議を求めるといふものでございます。

75ページをお願いいたします。

調整方針(案)。

生活保護事業については、社会福祉法・生活保護法に基づき、関市社会福祉事務所において引き続き実施するものとするということでございます。

資料といたしましては、75ページからずっと書いてございますが、まず75ページでございますが、級地区分というようなのがございます。関市は

3級地の1、5町村につきましては3級地の2でございます。これには生活扶助の基準というものがございまして、一例を挙げますと、70歳以上の方でおひとりでお住まいの方だけでちょっと御説明を申し上げますと、その方は3級地の1ですと、月額6万2,260円でございます。3級地の2ですと5万9,290円でございます。これだけの差があるということで、ここは上げてございます。

76ページにつきましては、生活保護制度について、前回も御説明をいたしました。あるいは仕組み、適用につきましては前回説明をしておりますので、資料として御参考までによりしくお願いしたいと思います。

なお、77ページの上の段につきましては、岐阜広域合併協議会、さらには西濃圏域合併協議会、西東京市、野田市の例が書いてございますので御参考までによりしくお願いしたいと思いますし、中ほどから下の関係法令につきましては、生活保護法による保護の基準第3項ということになっております。これをちょっと読み上げますと、市町村の合体、編入又は境界変更により異なる級地の地域が、同一の市町村の区域に属することとなる場合は、当該市町村の全部の区域について、合体、編入又は境界変更が行われた日の属する月の翌月から最も高い級地区分を適用することということになっております。したがって一番下の行に書いてございますように、これにより洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町の級地区分は、合併時に関市の級地区分が適用されることになる。いわゆる先ほど申しました3級地の1ということになるわけでございます。

よろしく御協議のほどお願いいたします。

議長

ただいま説明をいたしました生活保護事業の取扱いについて、御協議を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。次回の協議会に承認事項として調整方針を提案する旨、確認をいたします。

続きまして、協議第6号のその他福祉事業の取扱いについてを議題と供します。

事務局長

78ページをお願いいたします。

協議第6号 その他の福祉事業の取扱いについて。

その他の福祉事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

79ページをお願いいたします。

調整方針（案）。

1. 福祉施設については、現行のまま新市真摯に引き継ぐものとする。ただし、管理運営については、合併時まで調整するものとする。

2. 災害援護資金貸付事業については、関市の制度に統一するものとするということで、下の段に福祉施設のそれぞれの市町村、関市の場合は関市総合福祉会館、洞戸村、板取村、武儀町、上之保村、武芸川町はそれぞれ老人福祉センターということになっておりまして、開館時間あるいは使用料、武芸川町は無料でございますが、それぞれまちまちでございます。そして、80ページに使用料と減免措置を書いておりますし、81ページにつきましては、デイサービスセンターのそれぞれ内容を掲げてございます。

さらに2の災害援護資金貸付事業につきましては、82ページに掲げてございまして、金額的には関市が一番高くなっておりまして、償還期間、貸付利率、あるいは償還方法は6市町村とも同じという内容になっております。

他の事例でございますが、83ページに飛騨市、飛騨地域合併協議会、岐阜広域合併協議会、それぞれ内容を記させていただきました。

よろしく御協議のほどお願いいたします。

議長

ただいま説明をいたしましたその他の福祉事業の取扱いについて、御協議をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ございませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、武芸川町さん。

山田憲幸委員

後から入って申しわけございませんけれども、発言をお許しいただきたいと思いますが、あくまでも調整案の中で管理運営については、合併時まで調整するものとするという判断ではありますが、非常に申しわけございませんが、私どもの方無料ということで現在までやってきました。

今までのとおり、無料にするつもりはございませんが、これも適切なる、それぞれ施設の内容が異なると思いますので、それを十分掌握の上、幹事会で、適切な料金を御指導いただきたいとお願いを申し上げます。

以上です。

議長

幹事会で適切な取扱いをしてほしいということでございます。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次の協議会に承認事項として、幹事会で十分検討した上で、調整方針を提案する予定でございますので、御確認をいたします。

続きまして、協議第7号の健康づくり事業の取扱いについてを議題と供します。

事務局長

84ページをお願いいたします。

協議第7号 健康づくり事業の取扱いについて。

健康づくり事業の取扱いについて、協議を求めるというものでございます。

85ページをお願いいたします。

調整方針（案）。

1. 健康日本21市町村計画については、関市の計画を基本とし、新市における賃金の健康づくりの推進に努めるものとする。

2. 健康づくり推進協議会、食生活改善推進員及び健康福祉フェスティバルについては、関市の制度を基本とし、合併後に統一するものとするということで御提案申し上げるわけでございますが、1の健康日本21市町村計画につきましては、そのページの中ほどに書いてございます。現在、関市と板取村が策定中ということでございます。

さらには2の健康づくり推進協議会につきましては、その下の段にございまして、関市と板取村にございますし、86ページには食生活改善推進員ということで、それぞれの市町村の内容を記載いたしております。さらには87ページには健康福祉フェスティバル、これについてもそれぞれの市町村の内容を上げてございますのでよろしくお願いしたいと思っております。

さらには88ページにまいりますと、ほかの協議会での事例、それぞれここに記載してありますような内容で協議がなされておりますので御参考までによろしくお願いいたします。

よろしく御協議のほどお願いいたします。

議長

今説明をいたしました健康づくり事業の取扱いについて、御協議願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、次回の協議会に承認事項として調整方針を提案する旨、確認をいたします。

次に、協議第8号の勤労者・消費者関連事業の取扱いについてを議題と供します。

事務局長

89ページをお願いいたします。

協議第8号 勤労者・、消費者関連事業の取扱いについて。

勤労者・消費者関連事業の取扱いについて、協議を求めるというもので

ございます。

90ページをお願いいたします。

調整方針（案）。

勤労者・消費者関連事業については、合併時から関市の制度を適用するものとするということをごさいますして90ページ以降資料をつけてございますが、現在、関市だけの制度でございます。90ページと91ページにありますが、したがって、関市の制度を適用するということでご提案申し上げます。

なお、92ページにつきましては、ほかの協議会の事例、3点掲げてございますので御参考までによりしくお願いしたいと思います。なお、93ページにつきましては、92ページの飛騨地域合併協議会の別紙でございますので、よろしくお願いたします。

御協議のほどお願いいたします。

議長

勤労者・消費者関連事業の取扱いについて、御協議を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、次回の協議会に承認事項として調整方針を提案する旨、確認をいたします。

以上をもちまして、5協議事項は終わります。

6 次回（第10回）協議会での協議事項

議長

次に、6の次回（第10回）協議会での協議事項について、16項目ありますが、一括事務局から説明をさせます。

事務局長

94ページをお願いいたします。

今、議長の方から16項目ということをお願いいただきましたが、その内容がそこに一覧として書いてございます。

95ページをお願いいたします。

まず、電算システム事業ということでございますが、その中の丸が打ってありますシステム（オンライン業務）については、各市町村それぞれは実施いたしている、×は実施いたしていないということで御理解いただきたいと思いますが、95ページから98ページまで、全部で106項目ございます。詳細につきましては、また目を通していただきたいと思いますが、よろしくお願したいと思います。

99ページにいきますと、システムのバッチ業務ということで、17項目上げてございます。

中ほどから下のシステムの防災関連、これについては2項目、それから、

システムの監視システムにつきましても、同じく2項目上げてございます。よろしく申し上げます。

100ページをお願いしたいと思いますが、他の合併協議会の内容でございますが、ちょっと読み上げさせていただきます。

電算システム。

美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会。

電算システムについては、合併時から安全かつ確実に稼働させるものとし、住民サービスの低下を招かないよう美濃加茂市の電算システムを基本として統合・調整する。

恵那市・恵南町村合併協議会。

住民サービスの低下を招かないよう電算システムを統一し、合併時に運用できるよう調整する。ただし、新市発足後には住民サービスに重点を置いた総合行政システムを、できるだけ速やかに構築するものとするということで協議がなされております。

引き続きまして、101ページをお願いいたします。

男女共同参画事業ということでございまして、下に資料がございます。男女共同参画行動計画というものでございまして、現在、関市だけでこのような内容になってございます。関市の場合、平成11年度から20年度ということになっております。目的だけちょっと読み上げますと、あらゆる分野で女性の視点と能力を積極的に生かしながら、男女が対等なパートナーとして共に責任を担う男女共同参画社会の実現が不可欠である。このための施策を総合的かつ計画的に推進する行動指針として、平成11年3月に策定されたということでございます。以下、ここに記載されているとおりでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

102ページをお願いいたします。

ほかの協議会でございますが、まず飛騨市でございます。男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、新市において古川町の例を参考に行動計画を策定し、事業推進に努めるものとする。

西濃圏域合併協議会。

男女共同参画事業については、新市において男女共同参画基本計画を策定し、引き続き推進するものとするということで、その下に関係法令といたしまして、男女共同参画社会基本法というものを抜粋して上げてございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

続きまして103ページでございますが、姉妹都市、国際交流事業ということでございます。

まず、姉妹都市といたしましては、関市がモジ・ダス・クルーゼス市、それから富山県の氷見市があります。それから板取村は岐阜県朝日村、そして上之保村は北海道の音威子府村でございます。友好都市といたしまし

ては、関市は中華人民共和国の黄石市、板取村はアメリカ合衆国のノースポール市、そして上之保村はカナダ連邦共和国のクレストン町というふうになっております。以下、ここに記載されているとおりでございます。

104ページには交流組織ということで、三つの市と村でそれぞれ立ち上げていらっしゃいます。関市は関市国際交協会、板取村は板取地球村推進協会、上之保村は上之保村国際友好協会となっております。以下、内容についてはここに記載してあるとおりです。

そして105ページでございますが、ほかの協議会の例でございますが、岐阜広域合併協議会につきましては、読み上げますと国際姉妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続するものとする。なお、現在柳津町の行っているサンダーベイ市との友好都市交流については、相手の意思等を確認し、合併後に調整するものとする。

国内姉妹都市・友好都市については、合併を行う旨を知らせ、相手の意思等を確認し、合併後に地域間交流等のあり方を含め、調整するものとする。

美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会でございますが、1. 姉妹都市及び友好都市については、当分の間、現状どおり継続する。2. 国際交流事業については、合併時以降、調整する。3. 国際交流に関する団体については、合併時以降、美濃加茂国際交流協会に統合できるよう調整するということでございます。

なお、参考に国内の姉妹都市との合併に関する動向についても書いてございますので、御参考までによろしく申し上げます。

続きまして106ページでございますが、広報広聴事業でございます。それぞれ広報を発行なさっております。名称といたしましては、「広報せき」、「広報ほらど」、「Leaf(リーフ)」、「広報むぎ」、「広報かみのほ」、「広報むげがわ」となっておりますが、発行回数はそれぞれここに記載されてありますように、ちょっと差がございます。関市は年23回、洞戸村、板取村、武儀町、武芸川町は年12回、上之保村は年10回となっております。

107ページはほかの協議会の例でございますが、岐阜広域合併協議会は、広報紙についてはタブロイド版にて月2回発行するものとする。なお、各世帯への配布方法については、地域の実情を勘案しつつ、合併時までに調整するものとする。また、広報紙以外の発行物については、住民の利便性を考慮し、広報紙氏及びくらしのガイドへの集約を基本とするものとするというものです。

西濃圏域合併協議会につきましては、広報事業については、合併時に統合し、引き続き積極的な情報の提供に努めるものとする。

飛騨市は、広報紙は、毎月1回発行する。配布方法は、現行のとおり新

市に引き継ぎ、新市において調整するというものです。

108ページにまいりますと、納税関係事業ということでございまして、まず納税貯蓄組合が関市と上之保村にございます。そして中ほどに前納報奨金、さらには督促手数料ということについての内容を記載いたしておりますし、109ページにつきましては、計算例というのが書いてございます。左側が関市の計算例、右側は板取村の計算例でございまして、それぞれ100分の0.25と、100分の0.5でございしますが、まず左の関市だけについて御説明を申し上げますと、固定資産税でございすけれども、年税額を21万円といたします。これを4期で払いますと、それぞれ第1期は5万4,000円、2期から4期は5万2,000円となっております。そして前納といたしますと、1期にすべて払いますと、2期の7月31日の分では2ヵ月、3期は7ヵ月、4期は9ヵ月ということで、トータルしますと18ヵ月になります。したがって、中ほどの5万2,000円掛ける100分の0.25掛ける18ヵ月を掛けますと2,340円になりまして、100円未満は切り捨てということになっておりますので2,300円。

それから、市県民税につきましては、13万円と仮定いたしますと4期に割りふりますと、第1期は3万4,000円、2期以降は3万2,000円となります。そして前納いたしますと、2期では1ヵ月、3期では3ヵ月、4期では6ヵ月、トータルしますと10ヵ月になりまして、3万2,000円掛ける100分の0.25掛ける10ヵ月分、800円ということで、このまま800円になります。

ところが、右の板取村になりますと、100分の0.5でございすし、10円未満切り捨てということになります。したがって、同じ計算をいたしますと固定資産税では計算上4,680円となりまして、そのまま前納報奨金額になります。さらに、村県民税につきましては同じ計算式で1,600円ということになりますので、また御参考までによりしくお願いいたします。

なお110ページにつきましては、前納報奨金の地方税法、さらには、督促手数料の地方税法を掲げてございすので御参考までによりしくお願いしたいと思いますし、111ページには、西濃圏域合併協議会と篠山市を書いてございます。西濃圏域では、(2)といたしまして、100分の0.5、(3)で、上限が3万5,000円というふうになっております。篠山市につきましては、合併時に廃止するということに(1)でなっております。督促手数料につきましては、(3)で100円ということで協議がなされているということでございます。

112ページをお願いしたいと思いますますが、消防防災関係事業でございまして、まず自主防災組織、それぞれで協議会あるいは協力隊、消防隊、防災組織等々を立ち上げていらっしゃいます。

113ページにつきましては、消防協力団体ということで、耐震消火隊、

あるいは消防友の会、女性防火クラブ等がここに上がっております。

114ページにつきましては、防災行政無線の関係でございまして、こうほう何々というような感じが同報系無線、移動系無線については、ぎょうせい何々と、こんなような名前になっておりますし、武芸川町はオフトークというのを、現在なさっております。なお、下の段は、同報系無線と移動系無線の意味といたしますか、内容を書いてございますので御参考までによろしく申し上げます。

115ページにつきましては、飛騨市と郡上市でございまして、ここに書いてあるとおりでございまして、地域防災計画を策定するというような内容も掲げてございますし、周波数の統一という内容もうたっております。

116ページにまいりますと、交通関係事業ということでございまして、まず自主運行バスということで、すべて委託バス会社は岐阜乗合自動車株式会社になっておりますが、それぞれの路線名でこのような実態でございます。

そして117ページは民間事業者への補助ということで、武儀町が実施されておりますし、その下は市町村が運行しているバスということでそれぞれスクールバスとか福祉バス等々、関市と上之保村以外はこのような内容で実施されているという状況でございます。

118ページにまいりますと、岐阜広域合併協議会、さらには美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会、飛騨地域合併協議会の三つの協議会について、調べさせていただいておりますのでよろしくお願ひしたいと思っておりますが、岐阜広域は3年をめどに統一を図るという内容もあります。それから美濃加茂市と加茂郡は自主運行バスは現状どおり、福祉バスは廃止するという方向、あるいは飛騨地域合併協議会につきましては、現行のまま新市に引き継ぐというような内容になっております。

それでは119ページをお願いします。

窓口業務でございますが、証明書と交付手数料ということで、ずっと住民票写しから書いてございますが、アンダーラインの引いてあるところがちょっと金額が違うということで、3段目の印鑑登録証につきましては、武芸川町のみが200円、ほかは300円という内容になっております。

そして120ページをお願いしたいと思っておりますが、上の段は証明書等交付手数料ということでございます。これにつきましては金額が同じでございます。

中ほどは閲覧手数料ということでございまして、その中の住民基本台帳につきましては、関市が1,500円、板取村は3,000円、武儀町は500円というような内容になっております。

なお、一番下の行の臨時運行許可につきましては、関市と武芸川町がそういう制度を設けているということでございます。

121ページでございますが、郡上市と西濃圏域合併協議会のそれぞれの内容が記載されております。郡上市は金額をうたっておりますし、西濃圏域につきましては、時間外の関係、あるいは窓口業務の関係についてうたわれております。

122ページにつきましては環境対策事業ということで、ISO14001ということです。現在、関市、のみが取得いたしておりますが、中ほどの目的のところをちょっと読み上げますと、環境マネジメントマニュアルにより、年度ごとの目標・目的を決めることで、環境に影響を及ぼす可能性がある活動を管理し、計画、実施、点検、見直しからなるシステムを繰り返し行うことで管理を徹底し、環境負荷の削減を目指すということで、認証取得は平成12年3月15日になっております。

概要につきましては参考までによろしくお願ひしたいと思ひますし、123ページには、関市の環境方針を掲げてございます。とりわけ2の方針につきましては(1)で、地球にやさしい環境づくりの推進、(2)環境に配慮した事務及び事業の推進、(3)省エネ・省資源・リサイクルの推進、(4)法規制等の遵守、(5)職員の教育というような内容になっております。

124ページにつきましては、火葬場の関係でございます。左が関市でございまして、建設年度は、現在建設中でございまして、平成17年5月1日供用開始を予定いたしております。洞戸村と板取村と武芸川町は現在、岐北斎苑を共同設置して使われておりますし、武儀町は可茂聖苑でございまして、上之保村は昭和36年度につくられました火葬場がございまして、現在も稼働中ということでございます。

下の段は霊柩車でございまして、それぞれここに記載されているような内容で所有していらっしゃるということでございます。

125ページにはほかの例がございまして、まずISO14001につきましては、西濃圏域合併協議会がございましてこれは新市に引き継ぐという内容になっております。火葬場につきましては、飛騨地域合併協議会と郡上市の内容を調べておりますのでよろしくお願ひします。

126ページでございますが、農林水産関係事業ということでございます。いろいろ内容はございますが、まず農業関係の農業委員会、これは内容は6市町村全く同じでございます。

農地関係事務につきましては、それぞれ農地法の第3条から5条までの申請の件数をここに上げてございますので、御参考までによろしくお願ひしたいと思ひますし、次の127ページは農事改良組合、さらには米の生産調整推進対策というのを上げてございます。それぞれ多少の差はございますが御参考までによろしくお願ひします。

128ページは小規模土地改良事業補助金ということで武儀町のみいたしておりますし、ぎふクリーン農業につきましては関市と武儀町が設けてお

ります。

129ページは農業関係のイベントでございまして、関市は中濃農業祭、洞戸村はきてくん祭洞戸、板取村は板取村産業祭、武儀町と上之保村は津保川産業祭、武芸川町は武芸川町秋の祭典となっております。そのほか市民農園が中ほどに書いてございます。さらには下の段は農産物についての助成ということでそれぞれの自治体でこのような内容でなっておりますので、よろしく申し上げます。

130ページにまいりますと林業関係でございまして、一番上に市町村有林野面積が書いてございます。それから森林整備計画、さらには分収造林の関係を書いてございます。分収造林につきましては、関市と武儀町はふれあいの森整備事業、そのほかの四つの町村につきましてはたずさへの森整備事業となっております。

なお 131ページには、林業振興助成ということになっておりますが、内容的にはここに記載されているとおりで内容は全く同じでございます。御参考までによりしくお願いしたいと思います。

132ページにつきましては、林業振興助成ということで、それぞれ間伐材の関係、あるいは雪害木、里山づくり、あるいは林業労働力の確保等々についてそれぞれ助成をされております。御参考までにお願いたします。

133ページも同じでございまして、国産材利用促進事業、さらには育林事業、造林事業等々ございますのでよろしくお願いたします。

134ページにまいりますと有害鳥獣対策事業ということでございまして、猟友会のメンバー、一番上に人数を記載させていただきました。その下の段は有害鳥獣駆除委託ということで、イノシシ、サル、カラス、熊、カモシカ、それぞれこのようになっております。

それからその下の段は、実績が平成14年度で書いてございます。あるいは補助金の関係、おりの助成等々も上げてございます。

135ページには水産業関係でございまして、錦鯉振興会助成というのがありますし、漁業組合の助成、さらには中ほどには畜産業関係の助成等もあります。ほかの事例は、飛騨4町村合併協議会、美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会の内容を記してございますので、よろしく申し上げます。

136ページにまいりますと、商工・観光関係事業ということでございまして、商工会議所、さらには商工会を上げてございます。関市の場合は商工会議所、町村の場合は商工会ということでなっております。中ほどは補助金の額を上げてございます。一番下の段は、観光協会への補助金ということでございます。

137ページにまいりますと工場誘致ということで、4市町村には工場棟設置奨励金というのを設けておりますが、内容につきましては新設、増設、移設とも、金額がちょっと違っておりますが、このようになっております。

のでよろしくお願いいたします。さらには、雇用促進奨励金、あるいは工場設置奨励補助金というのも上げております。

138ページは商工金融ということで、中小企業金融対策、小口融資の関係、あるいは一番下は退職金共済事業ということで関市が実施しておりますが、一番下の行に平成15年4月より新規加入は受け付けをいたしておりません。

139ページはまつり・イベント、それぞれ6市町村でなさっている内容を書いてございますので参考までによろしくお願いいたします。

140ページは地域産業ということで、いろいろな物産展等々を書いてございます。さらには見本市一の関係。

そして141ページにはそれぞれ6市町村の観光施設、ここに書いてあるとおりでございますし、皆様方も御存知の内容かと思いますので、説明は省かせていただきます。

142ページには、岐阜広域合併協議会と美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会の内容を書いてございます。

143ページにまいりますと、建設関係事業で土木水利員、現在関市だけが制度を取り入れておりますが、その55名の委嘱をいたしております。都市緑化、フラワーロードの整備の関係です。それから私設道改良事業も、武儀町でなさっているという内容。

144ページは、都市計画区域、開発審議会、都市計画図等、あるいは都市緑化の関係。

145ページには道路占用料、それぞれの市町村の内容を上げてございます。

146ページは屋外広告物許可手数料ということでございますが、これにつきましては、岐阜県屋外広告物条例の施行に関する事務ということで、6市町村とも内容は全く同じでございます。

147ページでございますが、市町村営住宅ということでございまして、中ほどから下の方に合計というのがございます。関市は584戸、洞戸村は12戸、板取村は32戸、武儀町は45戸、上之保村18戸、武芸川町58戸ということでございますし、関市と武芸川町以外は特定公共賃貸住宅の制度も入っております。これは高所得者に対応する制度ということでございますが、そういうのもあるということです。

それから148ページでございますが、ここでは急傾斜地崩壊対策事業の分担金と補助金を上げてございますし、下の段は美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会、岐阜広域合併協議会、瑞穂市の内容を書いてございます。

149ページは市町村の通学区域ということで、下の段は関市の11の小学校の区域を書いてございます。

150ページには5町村の内容を書いてございます。武儀町は学校が2校、

武芸川町は3校、その他はそれぞれ1校ということになってます。

それから151ページは、今度は中学校でございまして、上の段が関市の6校、中ほどから下は5町村の、それぞれ1校でございます。

152ページはほかの協議会の例でございまして、岐阜広域合併協議会、恵那市・恵南町村合併協議会、山県市の例ということになっております。

153ページにまいりますと、今度は学校教育関係事業ということで、遠距離通学の補助ということでございます。関市は瀬尻小学校、洞戸村は洞戸小学校、板取村は板取中学校、武儀町は武儀中学校、上之保村は上之保小学校・中学校、武芸川町は武芸川町中学校に、それぞれ一番下に書いてございますような内容で補助をいたしておるということでございます。

154ページにまいりますと、スクールバスの運行ということで、洞戸村と板取村と武儀町が実施なさっておりますし、中ほどからは語学指導助手派遣事業ということで、関市の場合は、関商工高等学校に一人、小・中学校合わせて3人、5町村につきましては、小・中学校でそれぞれ一人ずつという内容になっております。勤務状況はその下の段に書いてございますので御参考までによろしくお願いいたします。

155ページは給食センターの運営等でございまして、すべて直営でやっております。内容についてはそれぞれ異なっておりますので、これをまた御参考までにお願いたします。

156ページはほかの協議会の例でございまして、岐阜広域合併協議会と飛騨地域合併協議会をそれぞれ上げさせていただきました。

157ページにまいりますと文化振興事業ということで、各種指定文化財、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物とそれぞれ数を拾ってございます。なお、無形文化財は一番下のところに内容を書いておりますのでよろしく願いたします。

その次158ページにまいりますと、登録文化財、埋蔵文化財を書いております。

さらに159ページは、文化財保護審議会というのを、それぞれ6市町村とも設けていらっしゃいますけれども、内容的には若干異なっているということでございますし、下の段は文化協会、やはりこれもすべての市町村にございます。

160ページにまいりますと、美術館・博物館の概要ということで、関市の篠田桃紅美術空間、関市円空館、洞戸村の円空記念館、武芸川町の武芸川町ふるさと館を上げてございます。そのほか次のページには民俗資料館、関市のふるさと民具室、武芸川町の武芸川町民俗資料館を上げてございます。

それからほかの事例として、岐阜広域合併協議会、瑞穂市の二つを上げてございます。

関係法令といたしましては文化財保護法の98条を上げてございますので、御参考までをお願いいたします。

それから162ページでございますが、その前163ページをちょっとお願いしたいと思いますが、163ページの上の段の関市の公民館施設でございます。その中の関市山ノ手公民館のを書いてございますが、実は関市議会の第1回の定例会の議案第11号で関市公民館条例の一部改正についてということで、廃止となったわけでございます。なお、施行は16年の4月1日ということになりますので、事実上これは廃止ということになりますのでよろしくお願いいたします。

162ページにつきましては、社会教育委員の目的、あるいは委員の数が書いてございますが、板取村6名、それ以外はすべて7名ということになっております。

163ページにまいりますと、公民館の施設、さらには事業、あるいは公民館運営審議会というのも調べておりますのでよろしくお願いたします。

164ページにまいりますと、図書館の関係でございます。関市は関市立図書館、洞戸村は洞戸村中央公民館内に図書室、板取村は障害学習センター内に図書室、それから武儀町は武儀町の図書館、上之保村は木木センター内図書室、武芸川町は武芸川町中央公民館内の図書室ということで、内容的にはここに書いてあるとおりです。

165ページにまいりますと成人式でございますして、開催日につきましては、関市は成人の日、洞戸村・板取村は1月3日、武儀町・上之保村・武芸川町は成人の日の前日の日曜日ということになっております。そして中ほどは、生涯学習展等ということで、SEKIいきいきフェスタ、きてくん祭ほらど、産業祭・文化祭、生涯学習振興大会、生涯学習フェスタ、武芸川町秋の祭典がございます。

166ページにまいりますと女性団体の関係で、それぞれ関市から順番に、関市自治女性の会連合会、洞戸村女性会、板取村連合女性会、武儀町連合婦人会、上之保村婦人会連合会、武芸川町女性会というのがございますし、関市においては女性連絡協議会というのもございます。

167ページにまいりますと、体育指導委員でございます。内容はここに書いてあるとおりでございます。

168ページにまいりますと、体育協会の加盟団体を上げてございますし、その補助金、169ページは各種スポーツ・レクリエーション大会の内容を書いてございます。

170ページにつきましては、岐阜広域合併協議会、美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会、飛騨地域合併協議会、それぞれこのような内容になってございます。

以上、大変走って失礼いたしました。説明にかえさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長

大変膨大な説明をいたしました。これは次の協議会で協議事項として、お諮りするわけですが、この際、何か御質問、御意見ありましたら承りたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい。

田中善隆委員

保育事業について再度お願いをいたすところでございますが、市町村合併は少子化対策も一つの大きな柱でもあり、また過疎対策に寄与する手立てでもなかろうかと思えます。今こそ政策を世に示していただき、お母さんたちが安心して子供の産める環境、制度の整備に御尽力をいただきたいと。特に、願わくば議決前にその結果を示していただければありがたいとお願いいたすところでございます。

よろしくお願ひします。

議長

事務局。

事務局長

保育事業につきましては、2月26日の議案第5号 保育事業の取扱いということで、御承認していただいている内容について再度読み上げさせていただきますと、保育料については関市の例によるものとする。ただし、合併後5年間は不均一料金として毎年度均等に段階的に調整し、平成21年度から同一料金とする。

2 保育料の減免については関市の例による。

3 保育園給食については当面現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

4 通園バスについては、当面現行のとおりとし、新市において総合的な交通体系の中で調整するということで、御承認いただいておりますので、この御承認の範囲内で今後協議していただくことになろうかと思えますので、よろしくお願いいたします。

議長

よろしゅうございますか。

段階的に調整していこうということでございます。

そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは、大変長いこと御苦労さまでございました。

次回の協議会までに十分検討していただくようお願いいたします。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、事務局お願いいたします。

事務局長

失礼します。

先ほども武芸川町の町長さんから、御意見がございました。3月15日の月曜日から武芸川町の職員の方2名が合併協議会事務局へ参加されまして、従来12名でやっておりましたのが14名になっておりますので、武芸川町の職員の方2名を御紹介させていただきたいと、かように思いますので、よろしくお願いいたします。

私の方から、近い方からでございますが、井藤敏博でございます。計画班でお願いしております。そしてもう一方、山田公康でございます。調整班でお願いしております。以上、2名加わりまして14名、今後ともいろいろお世話になりますけれどもよろしくお願いしたいと思います。以上で紹介とさせていただきます。

議長

それでは、次回第10回の協議会は、4月27日火曜日14時からこの会場で開催する予定でございますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日第9回の関市・武儀郡町村合併協議会は終了いたします。長いこと御苦労さまでございました。

午後3時02分 閉会